

この業務委託契約書（案）は、乙の提案内容等により変更します。

業務委託契約書（案）

第 65 回日本身体障害者福祉大会ひろしま大会実行委員会（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、第 65 回日本身体障害者福祉大会ひろしま大会（以下「本大会」という。）の業務について、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

第 1 条（目的）

本契約は、甲が乙に委託する業務についての事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。甲及び乙は、信義誠実の原則に則り、相互の信頼関係を維持し、誠意をもって本契約を履行するものとする。

第 2 条（本契約の適用）

契約内容

甲は、本大会について、本条第 3 項に定める業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はその業務を行うものとする。

2 委託期間

委託期間は、本契約の締結の日から本大会の終了後 60 日間とする。

3 業務の内容

甲が乙に委託する業務の内容は以下のとおりとする。

（参加者募集・受付等業務）

ア 参加者募集・受付業務

- (1) 参加申込案内の作成に関する事
- (2) 参加者の事前調査（日程・概要の送付（大会運営事務局で作成するチラシ等を含む。以下同じ。）、参加者の概数把握）に関する事
- (3) 参加者申込みの受け付けに関する事
 - ・申込み書類の作成・送付、申込書の受付（変更・取消を含む）
 - ・参加者名簿の作成・管理掲載項目：氏名、年齢、性別、所属団体、宿泊場所、弁当の有無、障害の種別、車椅子の有無、介助者の把握、点字資料・要約筆記・手話・オストメイトトイレの心要性の有無、その他必要事項
- (4) 参加費・宿泊費の請求・回収（領収書の発行を含む）に関する事
- (5) 会議・大会参加、宿泊等の利用券の発行・発送に関する事
- (6) 大会運営事務局との連絡調整に関する事
- (7) その他の参加募集・申込受付業務に関する事

イ 参加者の宿泊・交通手段・案内等の業務

- (1) ホテルの確保・斡旋に関する事（宿泊料・飲食代金は利用者負担）

- ・会場への利便性を考慮すること
 - ・宿泊ホテルの案内図を作成すること
 - ・ホテルごとに料金ランク及び車いす対応トイレの有無、大会会場へのアクセス時間等を提示すること
 - ・宿泊費の設定（宿泊費は1泊朝食付き：消費税込み）
 - ・宿泊申込者等の宿泊ホテル・部屋の割当に関すること
 - 来賓・事務局用の部屋の確保
 - 宿泊者名簿の作成・管理
- (2) ホテルとの連絡・調整に関すること
- (3) ホテルから大会会場への案内図を作成すること
- (4) その他の宿泊・交通手段・案内等の業務に関すること
- ウ バスの乗降時間の調整等に関する業務
- (1) 大会にバスを利用して参加する団体を把握すること
- (2) 次の駐車場（いずれも委託事業者の駐車料金負担なし）を利用して各団体のバスの乗降時間計画(入場・退場計画)を作成すること
- ・広島城の観光駐車場（駐車場の半分約30台駐車可）
 - ・広島県立体育館前の駐車スペース（3台駐車可）
 - ・待機駐車場（南区出島のメッセ・コンベンション等交流施設用地駐車スペース60台以上駐車可）
 - ・その他指定する駐車スペース
- (3) 前項(2)のバスの乗降計画の作成にあたっては、各団体の意向を尊重して行うこと、また、乗降計画の変更にあたっては各団体の意向を尊重し可能な限り対応すること
- (4) バスの乗降計画は、各団体及び大会運営事務局に通知すること
- (5) バス駐車場の警備計画・契約に関すること
- エ バス以外の乗用車等に関する業務
- (1) バス以外の乗用車等を利用して参加する者がいる団体を把握すること
- (2) 次の駐車場（いずれも委託事業者の駐車料金負担なし）を利用して乗用車等の駐車計画を作成すること
- ・待機駐車場（南区出島のメッセ・コンベンション等交流施設用地駐車スペースバス以外の乗用車等200台以上駐車可）
 - ・その他指定する駐車場
- (3) 待機駐車場と大会会場を往復するシャトルバス運行計画を作成し、大会の開始前と終了後に必要台数を運行させること
- (4) 乗用車等の駐車計画及びシャトルバス運行計画を各参加団体及び大会運営事務局に通知すること
- (5) 乗用車等の駐車場警備計画・契約に関すること
- オ その他大会参加に付随する業務
- (1) 駐車場と会場の位置図を作成すること
- (2) 駐車場から会場への動線・留意事項を表示した地図を作成すること

- (3) 各団体に前項(2)の地図、バス駐車許可証、乗用車等駐車許可証、弁当引換券、大会会場配席図、その他留意事項等を大会運営事務局と協議のうえ送付すること

(大会会場運営等業務)

ア 責任・執行体制

- (1) 運営委託業務(3ページの(1)、(2)及び(3)の業務)の総括指揮及び各部門との連絡調整を行う者を配置すること
- (2) 大会運営事務局との連絡調整を行う窓口を責任のある者に一本化すること

イ 会場運営計画等

- (1) 会場全体の諸室や各コーナー等の配置計画・レイアウトを作成すること
- (2) 団体毎の配席も表示した会場案内用の図面(A0版10枚、A4版1枚)を作成すること
- (3) 舞台の看板、懸垂幕、立て看板、配席等の設置計画を作成すること
- (4) 舞台の転換計画(1部の式典から2部の議事への転換計画)の作成及び実施すること
- (5) 会場のサイン計画(案内誘導等を含む)の作成・サイン製作及び設置・撤去すること
- (6) 受付コーナー、弁当配付コーナー、広島物産品販売コーナー、要約筆記コーナーを設置・撤去すること
- (7) 参加者入場時の配席図及び退場時の退場の順番を大型画面に表示すること
- (8) 広島物産品販売計画の作成(販売スペースの使用許可申請は大会運営事務局が行う。)
- (9) アトラクション計画・実施及びひろしまPRビデオの上映
- (10) 来賓等舞台登壇者のアテンド計画の作成及び実施
- (11) ボランティア(約50名)業務マニュアルの作成及びボランティア説明会の開催
- (12) ボランティアへの謝金等の支払い業務
- (13) 参加者席への各団体名の表示物の表示業務(ボランティアが従事)
- (14) 参加者への配付資料の袋詰め及び参加者席への配付業務(ボランティアが従事)
- (15) 被表彰者への表彰状、配付資料等の袋詰め及び配付業務(ボランティアが従事)
- (16) 受付業務及び案内誘導業務(ボランティアが従事)
- (17) 参加者等への弁当の発注業務及び配付業務(配付業務はボランティアが補助)
- (18) 来賓控室(特別控室)での湯茶接待業務(ボランティアが従事)
- (19) 駐車場から会場まで及び会場内での案内誘導業務(ボランティアが従事)

ウ 留意事項

次に掲げる業務は、大会運営事務局が行う。

- (1) 大会の進行シナリオの作成及び大会冊子・チラシの作成並びに司会者の確保
- (2) 国歌斉唱用のCDの手配及び紅白リボンの手配
- (3) 来賓名簿、被表彰者名簿、表彰状、筒の作成等
- (4) スタッフTシャツ又はビブス(ボランティア分も含む)の製作
- (6) 手話通訳、要約筆記者、救護室の看護師の手配
- (6) ボランティア約50名(ボランティアの業務は、資料袋詰め、資料配布、参加者座席表示、受付、案内誘導、来賓接待、弁当配付等)の確保及び傷害保険加入
- (7) 駐車場(広島城の観光バス駐車場、待機駐車場、その他指定する駐車場等)の確保

(大会会場設営等業務)

ア 会場設営及び撤去業務

- (1) 床養生 2重シート (一部団体が会場にて昼食) ※設置養生テープ消耗品が必要。
- (2) ステージ (約W16200×D7200×H800)
- (3) スロープ (約W1800×D10800)
- (4) ステージ上手・下手のジョーゼット幕
- (5) ステージ背面のジョーゼット幕
- (6) 椅子配置(2,500席)
- (7) 撤去・本番時～最終清掃費・廃材処理

イ 看板及び備品の設置及び撤去業務

- (1) 看板 (W9000×H1200 1枚)
- (2) 懸垂幕 (W1000×H4500 2枚)
- (3) 立て看板 (W900×1800 1枚)
- (4) 壺花 (花台用)

ウ 音響及び照明関連業務

オープニング、ひろしまPRビデオ、アトラクション、式典、議事、閉会式の音響、照明、映像設備

(1) 音響設備について

- ① 2,500人を対象とした音響システムを構築すること
- ② スタンド席にも対応した音響システムにすること
- ③ ステージで行われる全ての内容に対応でき、登壇者にも配慮した音響システムを構築すること。

(2) 映像設備について

- ① 330インチ程度の16:9スクリーン
- ② 会場に適した輝度のプロジェクター (10000ANSIルーメン以上)
- ③ カメラ中継 (2台) のできるシステムを構築すること
- ④ PPTデータ、VTR再生のできるシステムを構築すること

(3) 照明設備について

- ① ステージで行われる全ての内容に対応でき、客席すべてに対して視覚的に十分なライティングを構築すること
- ② 照度が必要な中継用の照明とプロジェクターへの影響を考慮したシステムを構築すること
- ③ 各席内の照明も含め全ての照明をリアルタイムに制御できるシステムを構築すること
- ④ 演出の必要に応じて照明機材を準備すること

エ 備品レンタルの配置業務

ステージの進行をスムーズに行えるよう、進行及び技術スタッフのための無線機の配置をすること

オ 聴覚障害者用の設備配置業務

プロジェクター、スクリーン、磁気ループの配置

カ その他

本業務は、広島県立総合体育館から借用する備品・機材等を含まないものとする。

第3条（乙の義務）

乙は、本契約の定めるところに従い、甲から委託された業務について、業務の委託期間内に第2条3項に定める委託業務を実施し、完了しなければならない。

2 乙は、本契約の実施にあたり、乙が本大会の運営委託事業者応募要領に基づく提案書により提案した内容を甲と協議のうえ実施しなければならない。

3 乙は、甲からの求めに応じて、受託業務の進捗状況等について随時報告を行わなければならない。

第4条（甲の義務）

甲は、甲が乙に委託する業務の履行に関連して、乙に対して必要な書類・情報の提供をはじめ、運営業務の成果を高めるために必要な協力を行うものとする。

第5条（権利義務の譲渡、再委託）

乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡、再委託、又は継承させてはならない。ただし、第三者への譲渡、再委託、継承の理由並びに第三者の選定理由などについて予め書面により甲の承認を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に譲渡、再委託、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への譲渡、再委託、又は請け負わせる理由並びに第三者の選定理由などについて予め書面により甲の承認を得た場合はこの限りではない。

第6条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に基づき業務上直接又は間接に知り得た、それぞれ相手方に関する一切の事項を、相手方の事前の承認なしに第三者に開示してはならない。

2 乙は、業務上直接又は間接に知り得た、本大会の参加者情報等の機密の保持に関しては、これを厳守しなければならない。同時に、業務履行以外の目的でそれらの機密を転用・流用してはならない。

3 本条は、第5条の譲渡先、継承先、再委託先、請負先にも適用される。

第7条（個人情報の取扱）

乙は委託業務実施に際して知り得たあらゆる個人情報等の機密について、受託業務以外の目的で使用してはならない。

2 乙は、知り得たあらゆる個人情報等の機密について、甲の承諾を得ることなく、無断で複製してはならない。

3 乙は、受託業務の処理を完了した場合、もしくは委託業務が終了した後は、知り得た個人情報について、甲の指示のもと、機密の保持もしくは破棄をしなければならない。

4 乙は、受託業務を通じて知り得た個人情報について本契約終了後も秘密保持義務を負う。

第8条（損害賠償）

甲又は乙は、本契約の履行に関し故意または過失により相手方に損害を与えた場合、当該損害を賠償しなければならない。

2 甲又は乙は、本契約の履行に関し故意又は過失により第三者に損害を与えた場合、その責任が明確な場合はその当事者が賠償する責任を負うこととし、不明な場合は甲乙協議のうえ決定する。

第9条（乙の免責事項）

乙は、下記に起因する損害については、損害賠償の責に任じないものとする。

- (1) 天災地変・暴動・テロ、その他不可抗力による損害又は原因不明によるとき
- (2) 甲又はその従業員（第三者を含む）が乙の同意なくして、直接になさしめた計画書以外の行為に因るとき
- (3) 対象物自体の瑕疵、もしくは甲又はその従業員の管理上の瑕疵に基づくとき

第10条（甲の免責事項）

甲は、下記に起因する損害については、損害賠償の責に任じないものとする。

- (1) 天災地変・暴動・テロ、その他不可抗力による損害又は原因不明によるとき
- (2) 乙又はその従業員（第三者を含む）が甲の同意なくして、直接になさしめた計画書以外の行為に因るとき
- (3) 対象物自体の瑕疵、もしくは乙又はその従業員の管理上の瑕疵に基づくとき

第11条（業務委託費用の支払い）

甲は、業務委託費用について乙の請求に基づき支払うものとする。本契約に関する業務委託費用は別途提出する見積書に準ずる。

2 業務委託費用は、乙から書面による請求があった日の属する月の翌月末に、乙指定の銀行口座への送金により支払うものとする。振込手数料が発生した場合は、甲の負担とする。

第12条（徴収参加費の支払い）

乙は、本大会の参加者から徴収した参加費を、本大会終了後 30 日以内に、甲の請求に基づき甲の定める銀行口座へ送金により支払うものとする。振込手数料が発生した場合は、乙の負担とする。

第13条（契約の内容・範囲）

本契約に定めた委託業務の内容・範囲等は、甲乙双方の協議及び合意のうえ、これを変更できるものとする。

2 業務委託料の初期の基準は、2019年2月 日付見積書の積算額とし、業務内容の変更に伴い数次の更新積算を経て、最終の業務委託料を決定する。

なお、業務内容の変更に伴う積算額の増減は、都度、乙は甲に対し再見積額を提示し、双方の協議及び合意のうえで決定するものとする。

第 14 条（契約の解除）

甲又は乙は、相手方が次の各号の何れかに該当する場合には、相手方に対し書面により通知し契約を即時解除できる。なお、本条による契約解除は損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 甲又は乙が、その責に帰すべき事由により、本契約の全部又は一部を履行しないとき若しくは履行できないとき
 - (2) 甲又は乙が、その責に帰すべき理由により、本契約の条項又は法令に違反したとき
 - (3) 甲又は乙の倒産、信用又は経営に重大な変化が生じたとき
 - (4) 甲又は乙に背信的行為があったとき
- 2 上記以外の理由により、甲乙いずれか一方の申し出により、甲乙双方の協議及び合意のうえ契約を解除できるものとする。なお、前項以外の理由による契約解除に関わる違約金の支払いについては、甲乙双方の協議及び合意のうえ、これを決定するものとする。

第 15 条（管轄裁判所）

本契約に関する紛争は、広島地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第 16 条（その他の協議事項）

本契約に定めのない事項及び重大な変更を要する事由が生じた場合は、その都度甲乙双方の協議及び合意のうえ決定するものとする。

本契約締結の証として本証を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保管するものとする。

年 月 日

(甲)

(乙)